

# 山梨県公報

号外第四十一号

令和元年

十二月二十五日

水曜日

## 目次

### 人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………一  
 ○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第八号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

### 第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

別表第四の二の項第一号1中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を加え、同項第二号1中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

別表第八の二の表2級の欄中

26	30
27	30
28	30
28	31
28	31
28	31
29	31
29	31
29	32
30	

を

25	25
26	26
26	26
27	27
27	27
27	27
28	28
28	28
29	29
29	29
29	29

29
29
30
30
30
30
31
31
31
31

に改める。

別表第八の二の表2級の欄中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46

46
47
47

を

41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第八の二の表2級の欄中

38
39
40
41
42
42
43
43
44
44

45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58

58
59
59
60
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
37
38
38
39

を

53
54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
62

	30	56	52	48	37	別表第八の二への表2級の欄中	31	62	
	30	56	52	49	38		32	に改め、同表3級の欄中	
	31	56	53	49	39		を		
	31	57	53	49	40		に改		
	32	57	53	49	41				25
	32	57	53	49	41				26
	33	57	53	50	42				26
	34	58	54	50	42				26
	35	58	54	50	43				27
	36	58	54	50	43				27
	37	58	54	50	44				27
	37	59	54	51	44				28
	38	59	55	51	45				28
	38	59	55	51	45				28
	39	59	55	51	46				29
	39	60	55	51	46				30
	40	を	55	52	47				31
	40	29	56	52	47				30
	41		56	52	48				36

別表第八の三ホの表1級の欄中	80	別表第八の三八の表1級の欄中	50	別表第八の三口の表1級の欄中	57	53	49	41
	82		52		58	53	50	42
	84		56		58	54	50	42
	に改める。		60		58	54	50	43
			64		59	54	50	44
			77		59	54	51	44
			78		59	55	51	45
			79		70	55	51	45
			80		72	56	51	46
			82		74	60	52	46
			84		76	64	52	47
			86		79	に改める。	52	47
			88		82	45	52	48
			89		を	46	52	48
90		71	を	52	49			
91		74	46	53	49			
		77	48	53	49			

98	152	84	別表第八の三への表1級の欄中	を	110	82	92
100	を	86			113	84	93
102		88		67	116	85	94
104	70	90		70	118	86	95
109	72	92		73	120	87	96
114	74	94		76		88	98
119	76	96		77	に改め、同表2級の欄中	90	100
124	77	98		78		92	102
129	78	100	69	79		94	104
134	79	105	70		66	96	106
139	80	110	71	に改める。	68	97	108
144	82	115	72		70	98	110
147	84	120	74		72	99	112
150	86	125	76		74	100	115
153	88	130	78		76	101	118
	90	135	80		78	102	
	92	140	81			103	を
	94	144	82			104	78
	96	148	83			107	80

61	66		51	別表第四の二口の表2級の欄中	を	別表第四の二イの表2級の欄中	
62	66	62	52	を	41	42	
62	67	62			42	42	
62	67	63	45		43	43	
63	67	63	46		44	44	
63	67	64	46		44	45	
63	67	64	46		45	46	
64	67	65	47		46	47	
64	68	65	47		47	47	
65	68	65	47		48	48	
65	68	65	48		48	48	
65	68	65	48		49	49	
65	68	66	49		49	49	
65	68	66	50		50	50	
65	68	66	51		50	51	
66	を	66	に、				
66		66					

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)  
**第二条** 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

55	50	43	59	55	51	45	別表第四の二ハの表2級の欄中	66
55	51	43	59	56	51	45		66
55	51	44	59	56	52	45		66
55	51	44	59	56	52	46		66
55	51	45	59	56	52	46		67
56	52	45	60	56	53	46		67
56	52	46	を	57	53	47		67
56	52	46		37	57	53		47
56	52	47	38	57	53	47		67
56	53	47	38	57	53	48		67
57	53	48	38	57	54	48		67
57	53	48	39	57	54	48		68
57	53	49	39	58	54	49		68
57	53	49	40	58	54	49		68
57	54	49	40	58	54	49		68
57	54	49	41	58	55	50		68
58	54	49	41	58	55	50		68
58	54	50	42	58	55	50		68
58	54	50	42	59	55	51		68
58	54	50	42					に改める。
						38		
						39		
						40		
						41		
						41		
						42		
						42		
						43		
						43		
						44		
						44		

88	別表第四の三ハの表1級の欄中	94	65	別表第四の三口の表1級の欄中	78	別表第四の三イの表1級の欄中	58	
91		97	68		80		59	
94		100	69		81		59	
97		107	70		82		59	
100		114	71		83		59	
105		121	に改める。	に改める。	に改める。	に改める。		
110		125					90	58
115		を					92	60
120							66	94
126			67	96	64			
132			68	103	66			
138			70	110	68			
を			72	117	70			
			74	124	を	を		
	76		を	59				
	79			62				
	82			91	74			
85	74		76					

76
78
80
82
84
86
88
92
96
100
104
109
114
119
124
129
134
139

に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第三条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第六の三一級の欄中

13
13

を  
13  
14

に改め、同表2級の欄中

58
59
60
61
62

を

59
60
60
61
63

に改める。

**附則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則の規定(別表第四の規定を除く。)、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定及び第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「新規則」と総称する。)の規定による号給が第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則(以下この項において「旧規則」と総称する。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規

定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**山梨県人事委員会規則第九号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に、「百分の百三十六・五」を「百分の百四十一・五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の百一」を「百分の百六」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十二」を「百分の百二十七」に、「百分の百三十六・五」を「百分の百四十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十九・五」を「百分の九十四・五」に、「百分の百九・五」を「百分の百十四・五」に改める。

**附則**

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和元年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、百分の五を加えたものとする。

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番